

4 次計画の策定に向けた論点（全体）（案）

平成 27 年 1 月 14 日
内閣府男女共同参画局

※ 本資料は、計画策定専門調査会における議論の御参考として検討内容のイメージを例示したものであり、事務局として特定の方向性を示したものではありません。これらに関わらず、幅広い観点から御議論いただきますようお願いいたします。

＜3 次計画の特徴＞

- 経済社会情勢の変化に対応して、重点分野を新設
(男性・子ども、貧困等生活上の困難、高齢者・障害者・外国人等、科学技術、地域・防災等)
- 実効性あるアクション・プランとするため、各重点分野に成果目標(82項目)を設定
- 「2020年30%」の目標に向けた取組を推進
(中間目標の設定、ポジティブ・アクションの推進、政治・司法・経済分野等への働きかけ)
- 女性の活躍による経済社会の活性化やM字カーブ問題の解消も強調
(就業継続、再就業に対する支援)



1 社会情勢の変化の認識として何が重要か

【例】

- 日本社会全体における状況の変化
 - ・ 人口急減・少子高齢化の進行
 - ・ 長引くデフレからの脱却
 - ・ 財政の健全化、持続可能な社会保障制度の構築
 - ・ 産業構造、雇用環境の変化の進展
 - ・ 地域社会の疲弊化、地域毎(中山間地域・地方都市・大都市)の課題の顕在化
- 個人をめぐる状況の変化
 - ・ 共働き・単身・ひとり親世帯の増加、個人の価値観・ライフスタイルの多様化
 - ・ 働く女性の増加 ⇔ 希望しても働けない女性の存在、「202030」を下回る現状
 - ・ 働き方の二極化—非正規の増加、長時間労働(ワーク・ライフ・バランス)
- 「男性」の生活と仕事と暮らしを取り巻く状況
 - ・ 「夫は仕事・妻は家庭」のライフスタイル(育児・家事への参画等)
 - ・ 長時間労働を前提とした働き方
- 東日本大震災の発生、そこから得た経験と教訓
- 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化
 - ・ デートDV、リベンジポルノ、ストーカー、児童ポルノ等
- 国際社会への積極的な貢献の重要性

2 4次計画のポイント（4次計画が果たすべき役割）をどこに置くか

【新たなポイント等の例】

- 4次計画が果たすべき役割の明確化、成果目標や施策の選択と集中、推進体制の強化を通じて、真に実効性のあるアクション・プランとする
- 「2020年30%」の目標年限までの5か年計画となることを踏まえ、行政・企業・政治など各分野における「30%」の達成に向けたロードマップを明らかにし、さらに踏み込んだポジティブ・アクションを実行する
- 子育てや介護と仕事との両立支援に向けた取組を強化する。特に、長時間労働を前提とした働き方や、固定的な役割分担意識を背景とした「夫は仕事・妻は家庭」のライフスタイルなど、「男性」にとっての男女共同参画や働き方改革にスポットを当てる
- 非正規雇用問題など、働き方の二極化について対応を進める。また、ひとり親家庭など生活困難者への対応を図る
- 東日本大震災や阪神淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策の必要性・ノウハウを国内外に発信する
- 我が国がめざす男女共同参画社会の実現には、地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開される必要があるため、地域における推進体制を強化する
- 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する
- 女性の活躍推進に向けた我が国の取組を国際的に発信するための取組を強化する

3 計画分野の構成をどのように考えるか（別紙1参照）

- ・ 分野横断的な内容（例：男性の男女共同参画）の扱いについて
- ・ 計画分野間や関連施策の重複について など

4 成果目標の設定や策定後のPDCAをどのように考えるか（別紙2参照）

- ・ 成果目標数のあり方（アウトカム指標を中心に）
- ・ 計画の進捗状況の監視機能の強化 など

4次計画の計画分野の構成に関する検討例

＜考え方＞

- 女性の参画拡大、固定的役割分担意識を背景とした社会制度・慣行の見直しに向けて、「男性」（現行の第3分野）及び「メディア」（現行の第13分野）等は 重要なステークホルダー。このため、「男性」及び「メディア」等に関する男女共同参画の推進を 計画全体にわたる横断的視点として「基本的な方針」に位置付け、各分野において関連施策を検討
- 「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」（現行の第4分野）及び「男女の仕事と生活の調和」（現行の第5分野）の内容は 相互に深い関連を有し、一体性・総合的に取組を推進する必要があるため統合
- 地域における女性の様々な活動を総合的に改善する観点から、「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」（現行の第6分野）とのうち「地域における男女共同参画等の推進」（現行の第14分野）等を統合
- 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ取組を一層強化する観点から、第14分野のうち「防災における男女共同参画の推進」について、「防災・復興」として分野を独立
- 計画の総合的な推進体制を強化する観点から、「ジェンダー予算・統計」（現行の第2分野）、「地域における男女共同参画推進の基盤づくり」（現行の第14分野）を計画の推進体制に統合

	3次計画	4次計画
	基本的な方針	男性、メディア
1	政策・方針決定への女性の参画拡大	【同左】政策・方針決定への女性の参画拡大
2	社会制度・慣行の見直し、意識改革	【組み換え】社会制度・慣行の見直し
3	男性、子ども	【他分野に統合】 —
4	雇用等の均等な機会・待遇	【組み換え】雇用等の均等な機会・待遇、仕事と生活の調和
5	仕事と生活の調和	【組み換え】雇用等の均等な機会・待遇、仕事と生活の調和
6	農山漁村	【組み換え】地域、農山漁村
7	貧困等の生活困難	【組み換え】貧困等の生活困難、高齢者・障害者・外国人
8	高齢者・障害者・外国人	【組み換え】貧困等の生活困難、高齢者・障害者・外国人
9	暴力の根絶	【同左】暴力の根絶
10	健康支援	【同左】健康支援
11	教育・学習	【組み換え】教育・学習、意識改革
12	科学技術・学術	【同左】科学技術・学術
13	メディア	【他分野に統合】 —
14	地域、防災・環境等	【組み換え】防災・復興
15	国際	【同左】国際社会
	推進体制	地域、企業等

※ 各分野における女性の参画拡大に係る項目（農山漁村、科学技術、女性医師、メディア）は第1分野に集約

【参考】 <考え方>により再編した場合の例

基本的な考え方

- 女性の参画拡大、固定的役割分担意識を背景とした社会制度・慣行の見直しに向けて重要なステークホルダーとなる次の項目については、計画全体にわたる横断的視点として「基本的な方針」に位置付け、各分野において関連施策を検討
 - ・ 「男性」
 - ・ 「メディア」 等

I あらゆる分野における女性の活躍推進

- ① 政策・方針決定への女性の参画拡大
- ② 雇用の均等機会・待遇、仕事と生活の調和
- ③ 地域、農山漁村
- ④ 科学技術・学術

II 男女共同参画社会の実現に向けた社会システム・国民意識の改革

- ⑤ 社会制度・慣行の見直し
- ⑥ 教育・学習、意識改革
- ⑦ 国際社会

III 生涯を通じた女性の安全・安心の確保

- ⑧ 健康支援
- ⑨ 暴力の根絶
- ⑩ 生活困難、高齢者等
- ⑪ 防災・復興

IV 推進体制の抜本的な強化

- 「ジェンダー予算・統計」を追加
- 「地域における男女共同参画推進の基盤づくり」を追加

「目的」別の三本柱
を設定

第3次男女共同参画基本計画における成果目標について

第3次男女共同参画基本計画では、数多くの指標を成果目標等として設定したが、これをどう評価するか。

※「成果目標」は、重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することにより、政府全体で達成を目指すものとして、80項目設定。

※「参考指標」は、各重点分野に関連して、男女共同参画社会形成の状況を把握するためのものとして161項目設定。

1. フォローアップの実務上の課題

(1) PDCAを考えていく際、毎年の経年変化をみることも重要であるが、複数年に1度の統計調査など、経年変化をとらえることができないものをどう扱うか。基本的方向(10年間の方向性)等で記載するなど、より長期的な目標として位置付けることも可能ではないか。

(例)

- 「6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間」
＝総務省「社会生活基本調査」(5年に1度の調査)
 - 「第1子出産前後の女性の継続就業率」
＝国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(5年に1度の調査)
- 等

(2) 総合的に把握しなければならない目標については、趣旨を計画本文でしっかり明記した上で、指標としては、進捗管理しやすい、より具体的な代表指標を設定した方がフォローアップしやすいのではないか。

(例)

- 「ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差(の解消)」
→例えば、「大学の進学率の男女格差」等

2. 男女共同参画という視点での目標の意義の明確化

男女共同参画社会の形成という視点で設定する意義をわかりやすく示すため、男女別の課題が明らかとなるような形で、可能な限り男性もしくは女性別の目標を設定してはどうか。

その際、男女別の統計がとれないものについては、把握することを検討する必要があるのではないか。

(例)

- 「公立中学校における職場体験の実施状況」
- 「地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数」
- 「地域自立支援協議会を設置している市町村数」
- 「障がい者の実雇用率(民間企業)」
- 「ジョブ・カード取得者」
- 「食育に関心を持っている国民の割合」
- 「成人の週1回以上スポーツ実施率」等

3. その他

「男女共同参画社会」、「女子差別撤廃条約」等の用語の「周知度」については、それ自体は一つの重要な参考指標であるが、用語を周知することが最終目標と誤解されないようにすべきではないか。

【参考1】第3次男女共同参画基本計画における成果目標の進捗状況

- (1) 成果目標のうち、改善しているものは、64項目(80.0%)。うち、既に目標値を達成しているものは10項目(12.5%)。
 - (2) 計画策定時の数値から変化がない(=横ばい)ものが1項目(1.3%)。
 - (3) 改善がみられない(=悪化)ものが9項目(11.3%)
 - (4) 数値の把握方法が策定時と異なる等により比較ができないものが5項目(6.3%)。
- ※(1)～(4)の具体的な項目については、別添参照

【参考2】目標に関してこれまで出された主な論点

- ・ 数が膨大であり、もう少し絞って重点化すべきではないか。逆に、数値目標が多い方が現場の取組を促すという点で効果があり、実効性を担保できるか。
- ・ 政策のフォローアップに使えるものとするべきではないか。現状では、目標実現のための政策が必ずしも明らかではないものがあるのではないか。
- ・ 目標とするべき指標に対して、その背景に重層的な関係としてある指標も併せてみていくべきではないか。
- ・ 達成できない目標は皆あきらめてしまう。少し背伸びすれば実現可能なものとするべきではないか。

○成果目標のうち、すでに目標を達成しているもの

- ・次世代認定マーク(くるみん)取得企業数
- ・在宅型テレワーカーの数
- ・公立中学校における職場体験の実施状況
- ・公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況
- ・公共職業訓練受講者(離職者訓練)の就職率
- ・障害者の実雇用率(民間企業)
- ・出生1万人当たりNICU(新生児集中治療管理室)病床数
- ・日本学術会議の会員に占める女性の割合
- ・日本学術会議の連携会員に占める女性の割合
- ・女性委員のいない都道府県防災会議の数

○計画策定時の数値から横ばいのもの

- ・第1子出産前後の女性の継続就業率

○改善がみられない(=悪化している)もの

- ・「男女共同参画社会」という用語の周知度
- ・「女子差別撤廃条約」という用語の周知度
- ・常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数
- ・ポジティブ・アクション取組企業数の割合
- ・自己啓発を行っている労働者の割合
- ・フリーター数
- ・バリアフリーの認知度
- ・ユニバーサルデザインの認知度
- ・配偶者暴力防止法の認知度

○数値の把握が策定時と異なる等により比較ができないもの

- ・国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合
- ・性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター
- ・不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合
- ・ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差
- ・平成27年を期限とするミレニアム開発目標